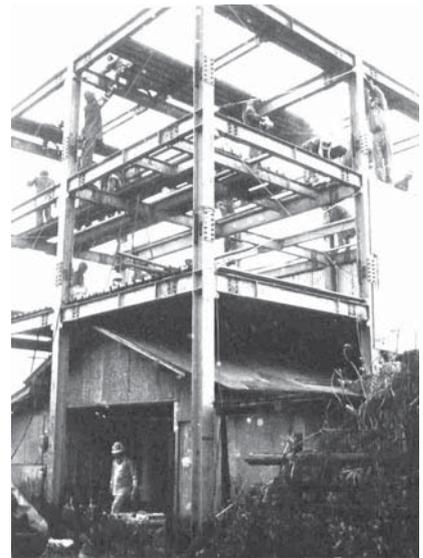


もうこれ以上 かたよった訴訟指揮は 許されない！

仲戸川裁判長
(千葉地裁民事5部)

	建物の存否	実地検証
被告・反対同盟	ある	強く要請
原告・空港会社	ない	要請する (事実上反対していたが 追いつめられて 態度を一変)



鉄骨造りの建物は、木造建物を増築して建設された。写真は、1988年の建設途上を撮影したもの

みなさん！ 千葉地裁民事5部（仲戸川隆人裁判長）の法廷で、じつに不可解なやり取りが続いています。

事件は建物の撤去を求める成田空港会社（NAA）に対して、空港反対同盟が権利を主張し訴えの棄却を求める裁判です。最大の争点は、登記された木造建物が現存するか否かです。（解説参照）

見れば分かる検証を 裁判長はなぜしない!?

「登記建物は現にある」と主張する私たち反対同盟。登記建物は鉄骨造り建物を建設したときに「解体された」と主張するNAA。「じゃあ実際に現場に行こう」と申し立てる反対同盟。対するNAAは、言を左右にしていたものの、「検証はいやだ」と言えず、おいつめられたあげくに前回法廷で、検証を求める立場に変わりました。

9月25日（木）10時30分開廷 裁判長の訴訟指揮に監視の目を！

問題は仲戸川裁判長の姿勢です。検証をめぐるあまりに偏った訴訟指揮に対して、私たちは裁判官忌避を申し立て抗議しました。ところが裁判長はこの期に及んでなお検証を拒否する姿勢です。

私たちは、公平であるべき裁判所が、一方の側に偏った訴訟指揮を進めることにたいへんな脅威を感じます。仲戸川裁判長は建物を実地に検証すべきです。シロをクロと言いくるめる拙速審理・早期結審は許さない！

【解説】

■この裁判は、成田空港暫定滑走路の欠陥のひとつである「へ」の字に曲がった誘導路をめぐる事件です。予定地に建つ建物（鉄骨造り建物）を撤去しようとして、2004年3月に、成田空港会社が建物所有者の空港反対同盟を相手に起こしました。

■建物は二重構造になっており、鉄骨造り建物の中には登記された木造建物が存在します。これは反対同盟に「地上権」があることを示す重大な事実であり、この権利が立証されると建物が撤去できなくなります。

■空港会社は木造建物の存在を認めるわけにはいかず、反対同盟が鉄骨造り建物を増築したときに解体されたと言い張っています。